

質問事項に対する回答書②

(件名) 北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事

| 番号 | 日付 | 資料の種類 | ページ | 章の番号等 | 質問事項 | 回答 |
|----|-------|-------------|---------------|------------------------|---|--|
| 1 | 3月11日 | 特記仕様書 | 18ページ | 24-2 | <p>【セメントモルタル吹付工について】</p> <p>特記仕様書では雑木の伐採、人力のり面整形を含むとされており、展開図(8/17)では伐採範囲として676m²が明示されています。しかし、現場を近くで確認することが出来ないため、雑木の本数、幹径等が不明です。支障木調査等の資料の開示は可能でしょうか。また、発生した支障木の産廃処分費(運搬、処分費)を単価に含むのでしょうか。</p> | <p>支障木調査等の開示できる資料はございません。人力で伐採可能な軽作業を想定しております。軽作業での伐採が困難な雑木が確認できた場合は監督員と協議するものとします。発生した支障木の産廃処分費(運搬、処分費)は単価に含みません。</p> |
| 2 | 3月11日 | 金抜設計書 | 3ページ (単価表) | 番号3 項目19-(1) | <p>【車線規制Aについて】</p> <p>単価表では6回としていますが、6日と読み替えて良いのでしょうか。</p> <p>また、作業内容としては、仮設落石防護工の設置撤去と、のり面工(セメントモルタル吹付工、切り土補強土工の上り線影響範囲)のそれぞれ追い越し車線側と思われるが、走行車線の規制図で行う作業があるのでしょうか。</p> | <p>6日と読み替えて問題ございません。仮設落石防護工の設置撤去と、のり面工(セメントモルタル吹付工、切り土補強土工の上り線影響範囲)についてはご認識の通り、それぞれ追い越し車線規制でございます。また、撤去Bの単価項目は走行車線規制での作業を想定しております。</p> |
| 3 | 3月11日 | 競争参加資格要件一覧表 | 1ページ | 競争参加要件 施工実績 同種工事 | <p>【競争参加要件・施工実績・同種工事について】</p> <p>競争参加資格要件、施工実績の同種工事では「a)のり面工事」の実績を求めています。コリンズ竣工登録上、参加区分は一般土木工事、工種は法面工事となっている「盛土のり面補強工事」は施工実績として認められますでしょうか。</p> | <p>コリンズの参加区分や工種に関わらず、施工内容がのり面工事である事が確認出来れば施工実績として認めます。</p> |